

## SSD・Ⅲと軍縮の現状

杉 江 栄 一

はじめに

一九七八年と一九八二年の二回にわたる国連軍縮特別総会について、第三回軍縮特別総会（SSD・Ⅲ、第一五回特別総会）が、一九八八年五月三日から六月二五日まで国連本部で開催された。しかし総会は終結文書を採用できずにその幕を閉じた。

他方でSSD・Ⅲの開会と並行して米ソ両国は、中・短距離核戦力（INF）撤廃条約の批准書を交換し、現存の全核戦力のわずか数パーセントでしかも陸上配備のものに限られるとはいえ、戦後始めて核軍備を削減する条約が発効した。このことは核軍縮の将来に希望をあたえるものである。しかしSSD・Ⅲの結果は、軍縮の将来が容易ではないことを如実に示した。INF条約の成立とSSD・Ⅲの不成功に示される現在の軍備競争と軍縮をめぐる状況をどのようにとらえればよいか、また軍縮とくに核軍縮の展望はどのようにして切り開くことができるのか。これは現在の時点でもっとも真剣に問われなければならない問題であろう。また三回にわたる軍縮特別総会の経過をふりかえることによって、今回の総会の意味と軍縮の現状を探るよい機会でもある。

本稿では、SSD・Ⅲの経過と問題を、とくに核軍縮に焦点をあてて検討する。

## 一、軍縮特別総会の経過とSSD・IIIの背景

SSD・IIIは、先行する二回の軍縮特別総会の継続であるが、しかし前二回の特別総会の時とはかなり異なった国際状況のもとで開催された。そこでまず三度にわたる軍縮特別総会の経過とその問題状況を確認したうえで、今回の特別総会の背景をなす現在の国際政治状況の特徴をみておこう。

SSDは、歯止めのかからない軍備競争とりわけ核軍備競争を阻止しようとする国際社会の共同の努力から生まれたものであり、そのイニシアチヴをとったのが非同盟諸国であったという事実がまず確認されなければならない。

第二次世界大戦後の軍備競争はなによりも核軍備をめぐる激しく展開された。それはアメリカの原爆独占に対抗するソ連の原爆開発（一九四九年）、五〇年代における米ソ間の水爆とミサイルの開発競争という形で着実に進展したが、それはまた原子力潜水艦や人工衛星にかんする技術の進展、ミサイル誘導技術の改良にもなう命中精度の向上などにみられるように近代的な高度技術の軍事的利用と結びついて、しだいに巨大で正確な破壊力を作りあげていった。そして六〇年代には米ソ両国は相互に全面的破壊の威嚇をもって対峙しあう相互抑止の体制をつくりあげた。

一九六二年のキューバ危機はなによりもこの体制の危機的構造を如実に示したものであった。六〇年代に米ソ両国は、一方では核兵器拡散防止の体制づくり（米ソによる核独占）をはかるとともに（一九六三年の部分的核実験禁止条約——PTBT、一九六八年の核兵器拡散防止条約——NPT）、他方では米ソ両国間のホット・ライン協定の締結にみられるような危機管理の方策を模索した。しかしそれは核軍備競争の構造をかえるものではなかった。

一九六九年の第二四回国連総会は事務総長の提案により「一九七〇年代を軍縮の一〇年」と宣言し、諸国政府に「早急な軍備競争の停止、核軍縮およびその他の大量破壊兵器の除去かんする効果的措置のために、……協力的かつ

集团的努力を強化するよう」よびかける決議をコンセンサスで採択した<sup>①</sup>。この決議は、当時の国際社会における共通認識を公式に表明したものと見て注目される。しかしこの決議にもかかわらず、また七〇年代には米ソ間の接近と対話を象徴するデータが進展したにもかかわらず、軍備競争がやむことはなかった。七〇年代における軍縮交渉の特徴は米ソ間の戦略兵器制限交渉（SALT）すなわち米ソ二国間交渉が中心であって、それだけジュネーブ軍縮委員会会議（CCD）における多数国間交渉に影がうすくなったことにある。そしてSALTは、弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約の締結によって米ソの相互抑止体制の安定化がはかられたが、その背後では戦略攻撃兵器の改良を中心とした米ソ間の激しい核軍備競争がつけられた（いわゆるデータ下の軍拡）、SSD・Iの『最終文書』のつぎの条項は、こうした状況についての国際的認識を公式に表明したものである。

「一九六九年に国連総会が厳粛に表明した軍縮の一〇年が終わろうとしている。不幸にも、軍備競争は減退せず、激化しつつあり、それを抑制しようとする努力をはるかに上まわっている。当時総会で設定された目標は、今日も当時と同じように遠く、あるいは当時よりもさらに遠くなったように思われる。たしかにいくつかの限定された協定が結ばれたが、『核軍備競争の速やかな停止と核軍縮のための効果的な手段』は、なお人類の手に握られていない」（第四項<sup>②</sup>）。この認識が軍縮のための国際共同行動として軍縮特別総会を生みだし原動力であった。

よく知られているようにSSD・Iは、一九七六年にコロンボで開催された第五回非同盟諸国政府首脳会議の政治決議にもとづく軍縮特別総会の招集提唱によるものであった。同年の国連第三三回総会は一九七八年に軍縮特別総会を招集する決議をコンセンサス採択したが、非同盟諸国は調整ビューローをつうじて（調整ビューローの議長国はスリランカ）、総会議題案の作成、『最終文書』案の起草などに強いイニシアティブを発揮した。他方で軍縮を求める国際世論もまた国連の非政府組織（NGO）の活動をつうじて特別総会の成功に寄与した。これにたいして核大国お

よび東西の軍事同盟諸国は、特別総会にはがいて消極的であり受身であった。しかし特別総会は、「序文」、「宣言」、「行動計画」および「交渉機構」の四部からなる『最終文書』をコンセンサスで採択してその幕をとじた。『最終文書』の意義は、核軍備競争が人類に与えている脅威、これまでの軍縮交渉の欠陥、諸国民が軍縮にとりくむべき基本的視点と原理、核軍縮に最優先順位を与えた軍縮の目標と行動計画、国連を中心とした軍縮機構の改革などを、国連の公式文書として確認したことにある。『文書』は、軍縮の指針を確立したという意味で戦後の軍縮史のうえで画期的な文書である。

SSD・Iがデタント下における軍拡という特異な条件下で開かれたのにたいして、SSD・IIをはさむ八〇年代前半は、ソ連のSS20の配備に対抗したNATO理事会の二重決定（一九七九年一二月）によって東西両陣営の核のせめぎあいが一いつの頂点を迎えた時期であった。そしてソ連のアフガニスタン侵入（一九七九年）以降デタントは一時的にせよ崩壊し、米ソ関係は極端に悪化した。米ソ交渉は暗礁にのりあげ、不信と対立が支配した。他方でジュネーブ軍縮委員会（現在の軍縮会議）における多数国間交渉は『最終文書』の行動計画を具体化するための提案の作成に失敗し、SSD・IIは何の具体的提案もなく開会を迎えることになった。軍縮討議にとっては悪条件が重なっていた。かくてSSD・IIは、世界軍縮キャンペーン（WDC）と国連軍縮研修員計画を発足させた以外には具体的な成果を生むことなく終わった。そのもかかわらずSSD・IIの最終報告書が『最終文書』の有効性を再確認したことは特記されてよい。国際社会の軍縮にかんする認識に基本的な変化はなかった。<sup>③</sup>

しかし八〇年代前半は、国際世論が核戦争の脅威についてきびしい認識を育てた時期でもあった。中距離核戦力配備問題は、民衆とくにヨーロッパの民衆に戦域核戦争への危惧をあたえ、空前の反核運動の高揚をうながした。また「核の冬」予測を含む核戦争の諸結果についての科学者の研究があいついで公表されたが、これらの研究は核戦争の

脅威の本質について人びとの認識をたかめるのに、また諸国政府の軍縮への行動を強化するのにも貢献した。

ではSSD・Ⅲは軍縮をめぐるどのような国際環境のもとで迎えることになるのか。まず米ソ関係であるが、八〇年代にはいるとSALTのつぎの交渉としてのINF交渉（一九八一年一月より）と戦略兵器削減交渉（START——一九八二年六月より）が始まったが、前述の二重決定にもとづくNATOの五か国へのINFの配備開始（一九八三年秋）にともなって米ソ交渉は決裂した。短命に終わったこの交渉の失敗以来、米ソは文字どおり無交渉状態に入った。それとほぼ並行したレーガン大統領のSDI（戦略防衛構想、いわゆるスター・ウォーズ）の推進によって米ソ関係はさらに冷却し、事態はさらに複雑になった。しかし一九八五年二月の米ソ外相会議（クロムイコシユルツ）が「あらゆる領域での核兵器廃絶」を米ソ交渉の目的とすることを確認した後、四月からジュネーヴにおいて、(1)戦略核兵器、(2)中距離核兵器（INF）、(3)宇宙兵器の三分野にわたって米ソ包括交渉が開始された。そして第二期レーガン政権における対ソ政策の若干の変更とソ連におけるゴルバチョフ政権の成立（一九八五年三月）を背景として米ソ交渉は急激な進展をみせ、一九八五年一月（ジュネーヴ）と一九八六年一月（レイキャビク）の二度にわたる首脳会談が実現した。レイキャビク会談はSDI問題の処理をめぐる物別れとなったが、米ソ双方に交渉を決裂させる意思はなく、かなりの曲折をみた後一九八七年一二月にはINF撤廃条約の調印と戦略核兵器五〇%削減についての交渉開始の合意にこぎつけた。したがってSSD・Ⅲは、SSD・Ⅲの時と異なって、核軍縮をめぐる米ソ関係がいちじるしく改善された時にその開会を迎えたのである。

米ソ核軍縮交渉の進展は八〇年代後半の重要な変化だが、SSD・Ⅲを迎えるにあたってもうひとつの重要な問題は、多数国間交渉の分野で七〇年代にはなかった新しい動きが生じたことである。七〇年代の軍縮交渉は米ソによって独占され、中小諸国が入りこむ余地はなかった。しかし八〇年代には中小諸国が主導し、または重要な役割をはた

した交渉が進展した。ひとつは一九八五年に採択された南太平洋非核地域条約（ラロトンガ条約）であり、もうひとつは欧州軍縮会議（ストックホルム）が一九八六年に「信頼と安全保障醸成措置（CSBM）」にかんする合意文書を採用したことである。これらの文書は軍縮措置としてはささやかな成果ではある。しかしそれは米ソ以外の諸国とくに中小諸国が軍縮過程に貢献しうること、すなわち多数国間交渉の重要な役割を証明したという意味で注目すべき事件である。そして後述するように多数国間交渉の問題はSSD・IIIの焦点のひとつであった。<sup>5)</sup>

SSD・IIIをとりまく国際環境は、外見的には軍縮の気運がひろまっていたという意味でSSD・IIの場合より良好であった。しかしその準備作業は難航した。SSD・IIの『最終報告書』はSSD・IIIの招集日程を一九八五年の第三八回総会で決定するように指示していたが、同総会はおそらく一九八八年までに招集することを決議したにととまり、当初に期待されていた一九八六年招集は延期され、最終的に一九八八年招集と準備委員会の設置が決まったのは一九八六年の第四一回総会であった。日程と仮議題は翌年の第四二回総会で決まった。<sup>6)</sup>しかし総会の実質的な準備は前回と同様にすまず、ジュネーヴ軍縮会議もまた前回と同様に包括的軍縮計画をはじめ総会に提出すべき具体的な案を準備することができなかった。

## 二、SSD・IIIの経過と諸提案

前二回の軍縮特別総会を継続する国連の活動としてSSD・IIIの目的は、SSD・Iにおいて確立された軍縮の原則にもとづいて、そこで提起された課題をSSD・IIにひきつづいて追求することであった。このことはSSD・IIIで討議すべき実質的問題についてのつぎの議題の設定に明瞭に示されている。

(イ) 軍備競争を停止して、軍縮分野で実質的な前進を達成するという緊急の必要に照らして、現在の国際状況を検

討し、評価すること（第九議題）。

(ロ) SSD・IとSSD・IIで採択された決定と勧告の実施にかんする評価……(a)ジュネーヴ軍縮会議の報告、(b)国連軍縮委員会の報告、(c)軍縮分野での総会決議、(d)二国間および多数国間フォーラムにおける軍備制限・軍縮交渉の状況（第一〇議題）。

(ハ) 包括的軍縮計画の検討と採択（第一一議題）。

(ニ) 軍縮過程にかんする発展と傾向の評価、適切で具体的かつ実際的な措置の決定。SSD・Iで確立された原則と優先順位を考慮にいれたうえでの追加的原則の決定を含む（第一二議題）。

(ホ) 軍縮分野における国連の役割および軍縮機構の有効性の検討（第一三議題）。

(ヘ) 軍縮分野における国連の情報と教育活動。世界世論を軍縮のために動員する措置を含む（第一四議題）。

(ト) 軍縮と開発の関係。「軍縮と開発の関係にかんする国際会議」（一九八七年）で採択された「行動計画」に照らして検討すること（第一五議題）。

(チ) 第一五回特別総会の文書の採択（第一六議題）。

これらの議題は、(ト)をのぞいて、SSD・Iでの討議を基礎としたSSD・IIの議題とほぼ同一である。各議題の審議については、(イ)は総会の一般討論で、(ロ)から(ト)までの議題は、前二回の特別総会の場合と同様に、総会での一般討論と並行して、実質的議題を審議して総会に最終文書案を提出する任務をおった全体委員会のもとに三つの作業グループを設置して討議された。すなわち(ロ)は第一作業グループで、(ニ)および(ト)は第二作業グループで、(ホ)と(ヘ)は第三作業グループで審議された。また(ハ)の包括的軍縮計画については全体委員会において討議された。第一五議題(チ)の文書はついに採択されなかった。しかし各作業グループの議事経過については各作業グループの報告書が残されている。<sup>8)</sup>

また最終日の六月二五日には全体委員会の議事経過についての報告に留意して総会の幕を閉じた。<sup>9)</sup> なおSSD・Ⅲに参加したNGOおよび平和軍縮研究機関の各民間代表が、以前の総会と同様に、全体委員会で意見表明をおこなった。<sup>10)</sup> SSD・Ⅲは最終文書を採択できなかったのであるから、総会の分析は、提出された作業文書や一般討論を通じておこなうほかない。ただ総会と全体委員会に提出された作業文書や書簡だけでも四七件もあり、<sup>11)</sup> 各作業グループに提出された諸文書を含めれば膨大な量にのぼるから、そのすべてを並べるのはあまり意味がない。ここでは若干の文書に注目しつ、今次特別総会の特徴を概括しておきたい。

まずSSDの継続性についてであるが、SSD・Ⅰの『最終文書』をさらに再確認し、その行動計画を具体化することをSSD・Ⅲの基本的な目的に置いて、それをもっとも熱心に推進しようとしたのはいうまでもなく中立・非同盟諸国であった。非同盟諸国は、前前回および前回の場合と同様に、特別総会の直前の五月二六日から三〇日までハバナで調整ビューロー会議を開き、会議の「最終コミュニケ」と「ハバナ・アピール」を発表して総会にそなえた。

「最終コミュニケ」は「SSD・Ⅰの『最終文書』の有効性とそこで確立された軍縮の優先順位を再確認」し、SSD・Ⅲが前二回の特別総会の継続として一九七八年の「行動計画の実行」を要求している。<sup>12)</sup> 調整ビューロー議長国ジンバブエのムガベ大統領は一般討論で非同盟を代表して演説し、『最終文書』にたち戻るよう訴えた。<sup>13)</sup> またデクエヤル国連事務総長も「軍備制限と軍縮における優先順位と諸計画の広範かつ包括的枠組みを設定した」『最終文書』を「新しい情勢の発展に照らしてねりあげられるべき基盤」だと位置づけている。<sup>14)</sup> 実際にも『最終文書』は多くの国によって支持されたのであって、そこに広い国際的コンセンサスが存在していることは否定できないであろう。

これにたいして西側諸国とくに西側の核大国には、『最終文書』の重要性を格下げしてそれを歴史的役割のなかに葬りさるうとする傾向があった。たとえば総会の直前にアメリカ軍備管理・軍縮局のL、ハンセン多数国間交渉担当



次官は、「アメリカは『最終文書』の再確認を支持するか」という質問に答えて、「最終文書の歴史的な重要性は認識しているが、その優先順位を再確認するつもりはない。この一〇年のあいだに多くのことがおこったので、文書に書かれていることはもはや適切ではない。同時にわれわれは、文書をこの種のもの最初の記録だということは認める」と述べ、また「文書を変更するために何かするのか」という問いには、「それは賢明ではない」と答えている。<sup>15</sup> ここには『最終文書』にしばらくはとらえられたいとする核大国アメリカの意図と「苦悩」があらわれている。なお西側諸国が提出した諸文書にも、西側の一般討論でも『最終文書』に言及したものがほとんどなかったこともつけ加えておこう。

『最終文書』を再確認するか否かという問題は、西側核大国が議論を避けたために総会では討論をまき起こすにはいたらず、非同盟の側の一方的な主張にとどまった。しかしこのことは、『最終文書』で確認された原則、行動計画および優先順位にしたがって軍縮の具体的措置を計画化し、時間枠を設定して実行することに西側核大国が反対したことを意味する。この計画化の焦点がSSD・II以来の懸案である包括的軍縮計画(CPD)であって、非同盟調整ビューローがその行動計画の最初にあげていたものである。<sup>16</sup> しかしCPDの審議は前回の総会と同様にほとんどすまなかつた。<sup>17</sup>

今次総会では上記の包括的軍縮計画とは別に新たな段階的核軍縮提案があった。ひとつは二〇一〇年を目標としたインドの「核兵器のない非暴力の世界秩序をもたらすための行動計画」案である。<sup>18</sup> もうひとつはワルシャワ条約機構を代表してチェコスロヴァキアが提出した文書「軍縮を通じて安全保障」およびシュワルナゼ・ソ連外相の一般討論に含まれる「二〇〇〇年までに核兵器の完全廃絶をめざす核軍縮の包括的段階的計画」案である。<sup>19</sup> これが一九八六年一月のゴルバチョフの三段階軍縮案、すなわち「今世紀末までに」「全世界での核兵器完全廃絶の具体的な、精密に期限を区切ったプログラム」に沿ったものであることはいままでもない。

これらの野心的な提案の実現が容易でないことはいうまでもない。しかし現在の世界がこうした提案に無関心でいられるような世界でないことも事実である。こうした提案にたいする西側の対応は、イギリスのハウ外相のつぎの総会演説によく現れている。「二〇〇〇年までに非核の世界を作ろうとする宣言的で非現実的な呼びかけではなく、INFやSTARTに集中してとりくむことが求められている。宣言するだけの純粋に理想主義的なアプローチは避けなければならない。軍備管理を通じて平和を実現する鍵は現実主義である」<sup>20</sup>。現実主義と理想主義の議論はしばしば並行線をたどるが、非核の世界がはたして非現実的な理想にすぎないのか、また実現可能な軍縮措置を通じて非核世界の実現は不可能なのかという問題は綿密に議論される必要がある。ただ当面この問題は核抑止にかかわるので、節をあらためてとりあげよう。

### 三、核抑止をめぐって

INF交渉の過程で米ソ首脳は「核戦争に勝利者はなく、核戦争を戦ってはならない」という共通の認識を確認した。これはINF条約批准書交換にともなう共同声明にもうたわれた<sup>21</sup>。この共通認識はINF交渉を成立に導いた誘因のひとつである。しかしこの認識から必然的に、あるいは自動的に核軍縮＝核軍備の完全な撤廃が導かれるわけではない。それは核軍縮のための必要な条件ではあるが、十分な条件ではない。この認識から核軍縮へむかうことも可能ではあるが、反対に核軍備の保持を前提としたまま、すなわち核抑止の維持を前提として、核戦力の部分的削減とそのもとの抑止力の再構築によって相互抑止の安定化をはかる核軍備管理への道も可能だからである。そして軍備管理が軍拡競争を阻止しえなかったことは過去の経験が示すとおりである。そのうえINF撤廃条約締結以後、西側で抑止力再構築の試みが急がれていることは周知のとおりである。それゆえ核軍備撤廃への道が開かれるためには核

抑止論と抑止をつうじての安全保障という思想を克服することが不可欠の条件である。

今次総会の特徴のひとつは、核抑止にたいする批判が噴出したことにある。これまでの二回の特別総会でも核抑止批判は皆無ではなかったし、SSD・Iの『最終文書』も「永続的な国際平和と安全は、軍事同盟による武器の蓄積では作りえないし、不安定な抑止力の均衡や戦略的優位のドクトリによって維持することもできない」(第二三項)とのべて抑止論への批判的立場を明らかにしている。しかしこれまで多くの代表が口をそろえて核抑止を批判する場面はあまりなかったように思う。

総会の一般討論において核抑止批判は、非同盟諸国代表だけでなく西側に属するとみられる諸国からもおこった。バチカン代表は、ローマ法王のメッセージを伝えて「核抑止にもとずいた恐怖の均衡はあまりにも危険な安全保障である」と言い切った。<sup>22</sup>「核抑止とは、一部の国の安全保障のために人類を人質にするテロリズム哲学」(ガンジー・インド首相)というラディカルな批判もあった。<sup>23</sup>「核兵器の使用を禁止したために生じる危険は、現在の核軍備競争から生じる危険よりはるかに小さい」というカールソン・スエーデン首相の批判は十分に説得的であった。<sup>24</sup>非核政策をとったためにアメリカとの関係が危険にさらされているニュージーランドのR・マーシャル外相兼軍縮・軍備管理相は「ニュージーランドは、核兵器は人類の将来を保護するよりはこれを脅かすものとなっているというSSD・Iの最終文書の判断にのっとって行動しつづけるつもりである」とその立場を鮮明にした。<sup>25</sup>またフィッシャー東ドイツ外相が「ドイツを再び戦争の震源地にするな」と呼びかけたのに呼応して、ゲンシャール西ドイツ外相は「核兵器はヨーロッパ戦争を避けるために役立ってきたし、近未来のNATOの戦争阻止戦略にとっても必要」としながらも、「共同の安全保障政策を強化して核抑止への依存を減らす」よう訴えた。<sup>26</sup>そこには過去の戦争責任への反省とともに、東西対立の最前線に位置するためヨーロッパ核戦争の第一撃をうける東西両ドイツの苦悩が反映している。シュワル

ナゼ・ソ連外相も「核軍縮の時代が始まった」というゴルバチョフ書記長の言葉を援用して、「核兵器が平和を保障するという神話を放棄する」よう求めた。<sup>(27)</sup>

核抑止批判としてここにあげた例はほんの一部である。そして核抑止批判の仕方は、それぞれの国の指導者の立場や考え方によってさまざまである。それは核時代における自国の安全保障への苦悩と核軍縮への展望をまだ見いだしていない現状へのいらだちを反映しているとみてよいであろう。しかし核抑止への批判が諸国の指導者層のあいだに広がりつつあることは否定できない。

こうした批判に正面から対抗して抑止論を擁護したのはほとんどイギリスとフランスだけであった。「核戦争にせよ、通常戦争にせよ、すべての戦争を防止する最良の方法は抑止である」(ロラン・デュマ仏外相)<sup>(28)</sup>。「いつかは核抑止よりましな戦争防止の方法を発見できるかもしれない。しかしそうした選択が目前にせまっていると主張するのは現実を否定することである」(ハウ英外相)<sup>(29)</sup>。こうした正面きった抑止擁護論は、少なくとも総会の一般討論では孤立していた。日本の竹下首相の「抑止と均衡を維持した軍備管理・軍縮」といったあいまいな議論がわずかな消極的支持の例であった。<sup>(30)</sup>

アメリカのシュルツ國務長官は抑止論を正面から論じるのを避けて、「核軍備を削減するという仕事は、交渉においても、検証においても、実行においても、厳格に二国間の仕事であるべきだ」と主張して、核抑止批判論をかわそうとした。<sup>(31)</sup> アメリカのSSD・Ⅲ対策は、抑止批判論を封じるために核問題についての多数国間の討議と交渉を拒否することにあったようだ。前出のハンセン次官は総会開会を目前にして、「コンセンサスが困難な問題があるからコンセンサスが可能な問題だけに討議をしばるべきだ。非同盟がこの方法を受け入れればコンセンサスが可能だろう。しかし非同盟が核問題に頭をつっこむことに固執し、非現実的な要求をつきつけければ、(総会成功の)チャンスはな

くなるだろう」と語っていた<sup>32</sup>。この議論の意図は明白であろう。核軍縮交渉を、抑止を前提とした米ソ二国間の軍備管理交渉の枠組みのなかに閉じこめようとしたのである。

#### 四、多数国間交渉と二国間交渉

軍縮交渉について多数国間主義と二国間主義の関係の問題は、総会の重要な争点のひとつであった。核軍縮に最大の責任を負うのは核保有大国であるが、核戦争による荒廃は全世界におよぶのであるから、いずれの国も核軍縮を主張し、交渉に参加する権利がある。また軍縮は米ソ両国の交渉だけで進展するものでもない。二国間交渉と多数国間交渉は相互に補完的であって、全体として軍縮の流れを形成する。軍縮を二国間交渉の枠に閉じこめるならば、その成功はおぼつかない。これは総会を支配した多数派の意見であった。たとえばデクエヤル事務総長のつぎのような開演演説は、総会の一般的な空気を反映していたとみてよい。

「現在の軍備状況の転換は、すべての国が共同で取り組むことによってのみ達成することができる。この分野における二国間協力の前進も、世界が緊長と紛争に満ちている環境のもとでは、いつまでも持続させることはできない。同様に、二軍事大国間に不信と対決が存在している状況下では、有意義な多国間協定を生み出すことはできない。実際、安全保障と軍縮にかかわる重要なすべての問題は、二国間、地域的、全地球的な次元をもっている。これらの水準のそれぞれにおける交渉過程は、より低い軍備水準で、より大きな安全保障を達成するという共通の目標を達成するにあたって、異なった様相を示すものである。ひとつの分野における前進は、まちがいなく他の分野における進展を促進させるであろう。これら協力は、当然ながら、相互に支持しあい、補完しあうものである<sup>33</sup>」。

二国間交渉と多数国間交渉が補完的でないならばならないということは、核問題については二国間交渉で、それ以外

の問題については多数国間交渉でというような分業体制を意味するのではない。もともと軍縮交渉機構の問題は、S D・Iのときにすでに論議と呼んだ問題であった。すなわち七〇年代の核軍縮交渉が米ソによって独占され(S A L T)、ジュネーヴの軍縮委員会会議(C C D)が機能麻痺におちいついていた状況に強い批判がおり、軍縮機構の改革がS S D・Iの主要な論議のひとつとなったのである。そして『最終文書』は軍縮機構の改革と位置づけを明確にした。

その主要な改革は、第一に国連が「軍縮問題で中心的な役割と第一義的な責任」を負うことを明示したこと、第二に国連の全加盟国が参加する「審議機関」(総会、総会の第一委員会、国連軍縮委員会Ⅱ D C)と比較的少数の構成国からなる「交渉機関」(ジュネーヴ軍縮委員会、現在の軍縮会議Ⅱ C D)の分離とそれぞれの位置づけを明確にしたこと、第三にC Dを、「コンセンサスにより決定をおこなう限定された規模の単一の多数国間軍縮交渉の場」として位置づけ、国連との連携を緊密化し、米ソ二国による会議運営の支配を排除する工夫をこらして(米ソ共同議長制の廃止など)、多数国間軍縮交渉の活性化をはかったことである。<sup>34</sup> こうした改革によってジュネーヴにおける軍縮交渉が活発になったとは否定できない。なかでも三六構成国中二一か国を占める中立・非同盟諸国は二一グループを形成して、交渉の促進に積極的に関与している。一九七九年以来C Dは、毎年の会期ではぼ一〇件ほどの議題をとりあげ(その多くは継続している)、必要な場合には作業グループを設置して意見の相違を埋める作業や条約案の作成にとりくんでいる。そしてたとえばC D改革以来の懸案である化学兵器禁止条約については、ほぼその成案をうるまでにいたっている。毎年の国連総会に提出されるC Dの分厚い報告書には、各案件ごとに修正提案の内容も含めて、その年の交渉の経過が詳しく記載されている。ジュネーヴ軍縮会議は現在では、多数国間軍縮交渉機関として重要な役割をはたしている。

しかしその活性化と役割の重要性にもかかわらず、CDがなんらか具体的な成果をあげていないことも事実である。改革以来一〇年が経過したにもかかわらず、CDは、懸案の包括的軍縮計画案や化学兵器禁止条約案を含めて合意に達した案件が一件もなく、したがって国連総会へはいづれも中間報告にとどまっている。それどころか、たとえばCDの最初からの議題である「包括的核実験禁止」問題については、米英の反対のために設置を妨げられていた特別作業グループが一九八二年に設置されたのちでも、作業グループの主題は条約案の作成ではなく、核実験禁止条約の締結に寄与するための「検証と条約の遵守に関する問題」にかぎられてきた。核実験禁止問題はCDの議題であると同時に米英ソ三国交渉の主題のひとつでもあるが、交渉がCDで進展することをとりわけアメリカが妨げてきたためである。他方で米ソはINF交渉の過程で、実験禁止のための段階的 (step-by-step) 交渉の継続と検証のための共同実験の実施に合意したが、CDの内部には、米ソ交渉と並行してCDで包括的核実験禁止条約案の作成作業をおこなうべきだという強い意見がある。「核軍備競争の停止と核軍縮」もCDの活動開始以来の議題であるが、作業グループの設置さえ妨げられている。<sup>35)</sup>

「核実験禁止」の議題も、「核軍備競争防止と核軍縮」の議題も、核問題にかんする議題として米ソ間交渉とCDで共通してとりあげられている。これは二つの交渉方式が相互補完的であるべきだということの国際的認識を反映している。しかし総会では、CDにおける交渉が妨げられていることに強い不満が表明され、「二国間交渉は多数国間交渉にとってかわれない」(マルチタイプ)、「二国間交渉と多数国間交渉の均衡を回復し、後者の活性化をはかるときがきている」(イタリア)といった主張が多く代表よって展開された。<sup>36)</sup>では多数国間交渉の活性化のためにどのような提案が用意されていたのか。その一例としてニュージーランドの提案を紹介しよう。

ニュージーランドは、多数国間軍縮過程の再活性化の必要はすでにコンセンサスになっているとしたうえで、改善

のための三つの可能な分野をあげている。第一は、二国間交渉と多数国間交渉とのあいだの公式の関連性の確保であって、そのために両国が交渉の前進について国際社会に報告する責任を要求する。「国際社会は核軍縮過程の進行について直接に報告をうけ」、「われわれはすべて……交渉当事者の報告のよって交渉を追跡する権利を有する」。これには米英ソ三国の核実験禁止交渉についてジュネーヴ軍縮委員会が報告をうけていた先例がある。第二は「軍縮機構の三つの機関をもっと緊密に結びつける必要」である。「ジュネーヴ軍縮会議は交渉の機関であり、国連軍縮委員会は審議の機関であり、総会は決定と管理の機関である」が、「実際には体制はどのように活動していない」として、その改善を求める。第三は検証についてである。「国連は、軍縮・軍備管理協定の検証において重要な役割をはたしうる」<sup>37)</sup>。

二種類の交渉方式の相互補完性を強化し、軍縮交渉の再活性化をはかるためには、この提案では未だ不十分であるかもしれない。また相互補完性が強化されれば直ちに交渉が活性化して軍縮が進展するというわけでもないだろう。しかし重要なことは、第一に現状では核軍縮交渉が米ソによって独占され、核軍縮についての非核国の発言が封じこめられていることである。第二に米ソ二国間交渉は、抑止を前提としているかぎり、核軍備の撤廃ではなく、いわゆる戦略的安定を目標とした軍備管理の枠をでることはないことである。INF撤廃条約の締結も戦略兵器五〇%削減交渉の約束も、それだけでは核軍縮にむかう十分な条件ではないことはすでに述べた。そして今次総会において少なくともアメリカは、核軍縮にかかわる問題を多数国間交渉の主題から除いて、抑止を前提とした軍備管理の枠ぐみに閉じこめる二国間交渉に固執したのである。それゆえ交渉方式の問題はたんなる手続上の問題ではない。交渉方式をめぐる論争の背後には抑止の問題があったのである。

ニュージールランド提案の最後の検証問題は、今次総会でもっとも論議をよんだ問題のひとつであって、検証におけ



る国連の役割の強化や国連内部に統合的な多数国間検証体制の創設を求める作業文書がいくつか提出された。<sup>38</sup> また国連軍縮委員会は、SSD・Ⅲへの特別報告で「検証の全側面」と題した作業部会文書を提出した。<sup>39</sup> 具体的な成果は生まれなかったが、重要な問題なので別に詳しく論じられる必要がある。ただ関連してひとつのエピソードを紹介しておこう。総会でスエーデンのカールソン首相は海軍軍縮を強く主張し、そのための交渉推進にとって不可欠な検証問題を打開するためにも、「アメリカの艦船・航空機への核兵器の搭載について、これを肯定も否定もしない」政策の放棄を要求した。<sup>40</sup> もとよりアメリカは強く反発し、総会から退出するとさえ述べられた。南太平洋非核地域条約やニュージーランドの外国核艦船港拒否政策によって、「肯定も否定もしない」政策への批判が強くなっているだけに、アメリカはこの要求を核抑止の根幹にふれるとみなして強硬な態度にでたのにある。このエピソードは、核抑止をめぐって展開した今次総会の特徴を示唆しているといえよう。

##### 五、まぼろしの「最終文書案」

SSD・Ⅲでは、核実験禁止、非核兵器地域、核兵器拡散防止、化学兵器禁止、検証、技術革新と軍拡、海洋軍縮、通常軍縮と軍事情報交換、信頼醸成措置、軍縮と開発などさまざまな問題が討議され、かなりの新しい提案もあった。こうした問題や諸提案については個別的に検討される必要がある。ただ今次特別総会の全体像を把握するために、採択されなかった「最終文書」案にふれておこう。

SSD・Ⅲは六月二五日の夕刻に全体委員会議長の「最終文書」案が提出され、時計をとめ夜を徹して討議がつづけられたが、ついに合意に達しえなかった。したがって公式文書はないが、ニューヨークNGO軍縮委員会が各代表の記録と議長の非公式協議の経過をもとに再構成して「ディスプレイ・タイムス」紙にスクープしたまぼろし

の「最終文書案」がある。この非公式文書と「ディスアーマメント・タイムス」の記事によってSSD・Ⅲの全体像の一端をうかがい知ることができる。それによれば全体の六七項目中コンセンサスが得られなかった項目はわづか六項目（非核兵器地域、アフリカ非核化、中東非核化、平和地域、宇宙軍拡防止、軍縮と開発）であり、その他に削除された項目が一項目（海洋軍縮）、修正提案はあるが最終文書全体で合意ができた場合には修正案に固執しないという意味で留保されている項目が一二項目あるだけである。<sup>41</sup>

非合意項目のうち「アフリカ非核化」と「中東非核化」の二項目については、それぞれこの二つの地域の非核化を妨げている原因が南アフリカとイスラエルの核能力にあるとして両国にたいする名指しの非難を含んでいるため、南アフリカとイスラエルが拒否した。しかし中東・アラブ諸国とアフリカ諸国は、「最終文書」案全体の採択を条件に国名を削除して「いかなる国」という表現に書きかえることに同意したとつたえられる。<sup>42</sup>

他の四つの非合意項目はすべてアメリカの反対によるものである。「軍縮と開発」項目についてのアメリカの反対理由は、軍縮と開発とのあいだの密接な相関関係を否定するためである。それは国連がかねてからとりくんできた問題であり、一九八七年には国連主催の「軍縮と開発の関係にかんする国際会議」（ニューヨーク）が開催された。しかしアメリカは会議への参加を拒否し、会議で採択された「行動計画」を支持していない。したがってアメリカは、この会議の最終文書の履行を強調する文書案の削除を要求したのである。

「非核兵器地域」「平和地域」「宇宙軍拡防止」の項目についてアメリカは削除を要求した。その理由が核抑止を根幹とした政策に起因することは、アメリカ国連代表部の高官たちのつぎのような言明から推察されるであろう。

「原則についての『深く本質的な意見の相違』があったから、アメリカは妥協できなかつた」（米代表部）。「われわれは一片の紙片のためにわれわれの政策を投げすてるつもりはない」（W・ウォルター大使）。「アメリカが平和地域

や非核兵器地域にかんする文言に同意できない理由は、これらの条項に包括的同意を与えることができないからだ」  
 「宇宙問題についても大きな政策上の相違があった」(L・ハンセン大使)<sup>43</sup>。こうしたアメリカの硬直した態度について「デイスアーマメント・タイムス」は、「軍縮に責任を負うべき若干の国が、他の国には理解できない論理を強く主張した」という中国の論評を紹介し、「コンセンサスを妨げた第一の責任はアメリカにある」と誰もが感じていると報じている。<sup>44</sup>

他方で多くの条項(案)について合意が成立したとされているのは、軍縮を強く主張していた中立・非同盟諸国が譲歩したからである。そのために最終文書案は、「意見の相違をとり繕うためにあいまいな文言をもちいた」とさえ評されている。<sup>45</sup>たとえば核実験禁止にかんする項目では、超大国間の「段階的(stage-by-stage)交渉」に言及しても、多くの国が要求する「包括的実験禁止」という言葉は使用されていない。また核拡散防止の項目では、多くの国が垂直拡散防止の重要性を強調したにもかかわらず、西側大国の反対で「あらゆる側面での核兵器拡散防止」というあいまいな表現が残った。海軍軍縮についてはスエーデン政府が文書案に盛りこもうとして努力したが、「海軍も軍縮過程から排除されてはならない」という控え目な条項案さえ、「海軍軍縮は討論の対象となるべきではない」というアメリカの一貫した主張のために、スエーデンが譲歩して取り下げたのである。SSD・Iの『最終文書』の評価にかんする項目では、軍縮の重要性と緊急性について「国際社会の歴史的なコンセンサスを反映するもの」、軍縮にむかって前進するための「国際社会の決意の表明」といった文言になっているが、これはSSD・IIの終結文書が、『最終文書』の「目的、優先順位、原則が原則的に遵守されず」「軍縮分野での実質的進展がまったくなく、情勢はいつそう深刻である」としたうえで、「第十回国連特別総会の最終文書の有効性と同文書にたいする各国の厳粛なる約束を再確認」したのとは対照的である。<sup>46</sup>それゆえ中立・非同盟諸国がこれ以上に譲歩を重ねて最終文書が採択され

たとしても、それはSSD・Iの『最終文書』とは似て非なるものになったであろう。

SSD・IIIの閉会直後の新聞で、SSD・IIIの失敗の原因が一部の非同盟諸国の硬直した態度にあったとか、あるいは南と北の対立が失敗の主原因であるといった報道がなされたが、これはあまり正確ではない。SSD・IIIの失敗の主要な原因は、アメリカ（と西側核大国）に、核抑止政策を修正する、少なくとも再検討する用意がなかったことを反映しているとみるべきであろう。<sup>47</sup> そのためにアメリカは、「原則についての“深く本質的な意見の相違”」を主張したのであり、最終文書案から多くの文言の削除を要求したのである。最終的に合意にいたらなかった若干の項目案についてアメリカの強い反対があったとはいえ、それは当該項目だけの問題ではなく、その根底には核抑止を根幹として展開されている核軍拡競争と軍縮をめぐる現代の状況が伏在し、“意見の相異”はこの状況にたいする評価のちがいを反映しているのである。非核諸国は譲歩を重ねたが、SSD・Iの『最終文書』からおおきく後退すること、軍縮の前進という見地からは望ましいことではない。SSD・IIIは、最終文書の採択に失敗したことによって、むしろ軍縮をめぐる問題状況をうきばりにしたのである。

[注]

- (1) General Assembly Resolution, 2062 E. 16 December 1969. A/AC. 187/29.
- (2) The Final Document of the First Special Session on Disarmament, A/S-10/2.
- (3) SSD・IとSSD・IIの経過と内容については小著「軍縮と平和の論理」（法律文化社、一九八六年）を参照されたい。
- (4) 核戦争の影響については、さしあたりA・ディン、J・ディージ著、杉江・中須賀訳『核戦争後の世界』（水曜社、一九八八年）を参照されたい。巻末に文献目録がある。
- (5) 南太平洋非核地域条約については、小稿「南太平洋の非核化」（『アジア・アフリカ研究』第三〇六号）を、ストックホ

- ルム合意文書については、小稿「ストックホルムCSBM合意文書について」（名古屋大学『法政論集』第一二二号）および小訳「ストックホルム欧州軍縮会議合意文書」（『中京法学』第二二巻、第三・四号合併号）参照されたい。
- (9) Report of the Preparatory Committee for the Third Special Session of the general Assembly Devoted to Disarmament, A/S-15/1.
- (7) A/S-15/10/add. 1.
- (8) Report of the Working Group I, A/S-15/AC.1/18. Report of the Working Group II, A/S-15/AC.1/19, Add. 1, 2, 3. Report of the Working Group III, A/S-15/AC.1/20, A/S-15/AC.1/21.
- (6) Report of the Committee of the Whole, A/S-15/50.
- (10) *ニクニセ* A/S-15/50, Annex II.
- (11) *ニクニセ* A/S-15/50, Annex I.
- (12) Final Communiqué of the special ministerial meeting devoted to disarmament issue of the Co-ordinating Bureau of the Movement of Non-Alligned Countries, held at Havana from 26 to 30 May 1988. A/S-15/27 Annex I.
- (13) A/S-15/PV. 2.
- (14) A/S-15/PV. 1.
- (15) Disarmament Times, VOL. XI, No. 2-Special Issue No. 1, May 31, 1988.
- (16) *op. cit.* A/S-15/27, Annex I.
- (17) 包括的軍縮計画（第一一議題）について、全体委員会での審議経過をガルシア・ロブレス（メキシコ）が報告している。A/S-15/AC. 1/PV. 8.
- (18) “Action plan for ushering in a nuclear-weapon-free and non-violent world order”, A/S-15/22, Annex I.
- (19) “Security through Disarmament”, A/S-15/26, Annex. A/S-15/PV. 12. Press Release GA/7656.
- (20) Press Release, GA/7638. A/S-15/PV. 20.
- (21) Joint statement between the United States and the Union of the Soviet Socialist Republics issued follow-

ing meeting in Moscow from 29 May to 1 June 1988, A/S-15/28, annex.

- (22) A/S-15/PV.5 Press Release GA/7647
- (23) A/S-15/PV.14. Press Release GA/7660.
- (24) A/S-15/PV.2. Press Release GA/7643.
- (25) A/S-15/PV.6. Press Release GA/7648.
- (26) A/S-15/PV.4. PV/8. Press Release GA/7651.
- (27) A/S-15/PV.12. Press Release GA/7656.
- (28) A/S-15/PV.4. Press Release GA/7645.
- (29) A/S-15/PV.10. Press Release GA/7654.
- (30) A/S-15/PV.2. Press Release GA/7643.
- (31) A/S-15/PV.19.

説

- (32) Disarmament Times, op cit. Special Issue No. 1.
- (33) A/S-15/PV.1. Press Release GA/7642
- (34) へむじへむじ「軍縮と平和の論理」第二章参照。
- (35) See "Special Report of the Conference on Disarmament to the Third Special Session of the General

論

- Assembly to the United Nations Devoted to Disarmament, A/S-15/2 II May 1988. ちなみに一九八八年のCDの議題は、(1) 核実験禁止、(2) 核軍備競争の停止と核軍縮、(3) 核戦争の防止、(4) 化学兵器禁止、(5) 宇宙軍拡の防止、(6) 核兵器使用または使用の威嚇にたいする非核国の安全、(7) 放射線兵器、(8) 包括的軍縮計画であるが、(2)と(3)については、作業グループが設置されていなか。
- (36) Press Release GA/7649. GA/7654.
- (37) A/S-15/PV.6. Press Release GA/7468
- (38) じぎのよちな諸提案があった。アルゼンチン、ギリシャ、インド、メキシコ、スエーデン、タンザニア六か国の作業文書 (A/S-15/AC. I/1, Six Nation Initiative よむぢねじぎ)、『ルーマニア提案 (A/S-15/30)』、『ワルシャワ条約機構覚書

- (A/S-15/26)‘カナダ・オランダ文書 (A/S-15/25)‘ ノルウェス文書 (A/S-15/34)‘ ソ連・ブルガリア・チェコスロヴァキア作業文書 (A/S-15/AC.1/15)°。
- (39) Special Report of the Disarmament Commission to the General Assembly at its Third Special Session Devoted to Disarmament, A/S-15/3.
- (40) A/S-15/PV.2. Press release GA/7643.
- (41) “Unofficial Version of the SSOD III Final Text”, An Insert of Disarmament Times, Vol. XI, No.8-Special Issue 7, June 30. 1988.
- (42) Jim Wurst “The Document That Isn’t”. Disarmament Times, op. cit.
- (43) Lucy Webster “All Night Meeting Fails To Bridge Differences” Disarmament Times, op. cit.
- (44) L. Webster, op. cit.
- (45) L. Webster, op. cit.
- (46) The Final Report of the Twelves Special Session of the United Nations, A/S-12/32.
- (47) これに関連して一部のNGOのあいだには、一九八八年がアメリカの大統領選挙の年にあたっていたので、アメリカ政府の具体的対応を期待できなくなるとしてのSSD・IIIを一年延期すべきだという意見もあった (Editorial of Disarmament Times, Vol. X No. 5-Special Issue No. 3, September 18. 1987,)°。しかしそれは偶然であって、アメリカ政府の行動を説明する動機としては不十分であろう。